

議案第 101 号

尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について

尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例

尼崎市立教育総合センター条例（昭和 60 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号」を「尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 1 号」に改める。

第 3 条中「の目的」を「に規定する目的（以下「設置目的」という。）」に改め、同条第 1 号中「、技術的事項」を「又は技術的な事項」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」を「その他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 5 条中「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第 11 条とし、第 4 条を第 10 条とし、第 3 条の次に次の 6 条を加える。  
（開館時間等）

第 4 条 教育総合センターの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に教育総合センターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（研修室の利用の資格）

第 5 条 教育総合センターの研修室（以下「研修室」という。）を利用することができる者は、設置目的に適合した研修を実施しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内に存する学校その他教育機関の職員
- (2) 本市内に事務所を有する国又は地方公共団体の機関

- (3) 本市内に事務所を有する社会教育関係団体その他の公共的団体
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(利用の許可等)

第6条 研修室を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けようとしたとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 教育総合センターの施設又は設備その他の物件(以下「附属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 第3条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他教育総合センターの管理上支障があるとき。

(禁止行為)

第7条 教育総合センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 教育総合センターの施設若しくは附属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (2) その他教育委員会規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当るときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他教育総合センターの管理上支障があるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の

変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により教育総合センターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の尼崎市立教育総合センター条例第6条第2項に規定する利用許可の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(説 明)

尼崎市立教育総合センターの移転に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 102 号

尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例について  
尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例

尼崎市立視聴覚センター条例（昭和 60 年尼崎市条例第 5 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎市立教育総合センターの移転に伴い、尼崎市立視聴覚センターにおいて実施していた事業を、新たな尼崎市立教育総合センターにおいて総合的に実施するにあたり、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。